万二百円（電子検の場合にあって十七万九千八百		
五千八百円（電子請の場合にあって一万五千四百円）		

を

DME	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合は、二十七万円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合は、十一万五千
衛星航法補助施設		十五万千五百円

に改め、同表第五号中

（電子検にあって九千八百		
円（電子検にあって四百円）		

を

DME	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	二十八万二百円（電子検査申請の場合は、二十七万円）
	その他の場合	十一万五千八百円（電子検査申請の場合は、十一万五千
衛星航法補助施設		十四万七千円

に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年五月十日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

告　示

○総務省告示第二百七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称及び住所
　株式会社日本電波法認証ラボラトリー
　東京都稲城市長峰二丁目二四番地の一六
二　登録に係る事業の区分
　電波法第三十八条の二の二第一項第一号及び第二号に掲げる事業
三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地
　東京都稲城市長峰二丁目二四番地の一六
四　技術基準適合証明の業務の開始の日
　平成二十五年四月十九日

○総務省告示第二百八号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表に次のように加える。

株式会社日本電波法認証ラボラトリー	016

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年五月二日

消防庁長官　岡崎　浩巳

ＡＣＦＥ―㉗―1167	カンボウプラス株式会社
ＡＥ―㉗―1165	株式会社堀内カラー
ＡＦＥ―㉗―1166	宏洋繊維株式会社
Ｃ―㉜―7084	アイカム株式会社
ＣＤ―㉗―7085	姥渕　修一
ＣＤＥ―⑬―7082	キングランメディケア株式会社
Ｅ―⑦―44250	ＮＥＯ那美アルファ合同会社
Ｅ―㉒―44251	株式会社サイエンテックス
Ｅ―㊻―44252	株式会社三京
Ｅ―㉗―44253	株式会社ノットコーポレーション
Ｅ―⑬―44254	ダイヤロン株式会社
Ｅ―⑩―44255	株式会社ティーエムエフ
Ｅ―㊵―44256	柴田　南海
Ｅ―⑪―44257	石原　清治
Ｅ―㊳―44258	中川　和俊
Ｅ―㊵―44259	久保山善和
Ｅ―㊵―44260	有限会社橋本建装
Ｅ―⑮―44261	株式会社内装屋
Ｅ―⑭―44262	中島　剛
Ｅ―㊼―44263	有限会社中部内張
Ｅ―⑬―44264	有限会社アンフィニスペース・デザイン
Ｅ―⑨―44265	根本　敏宏
Ｅ―⑨―44266	有限会社大長
Ｅ―⑪―44267	横田　和弘
Ｅ―⑬―44268	株式会社タキズミ
Ｅ―㊳―44269	越智　浩二
Ｅ―⑬―44270	株式会社トマック
Ｅ―⑫―44271	高澤　忠男
Ｅ―㉑―44272	片岡　修
Ｅ―㊸―44273	キングラン九州株式会社
Ｅ―㊹―44274	有限会社ワークス
Ｅ―㉘―44275	株式会社ＩＮＡＳＹＯ
Ｅ―㊻―44276	株式会社マントク内装
Ｅ―⑳―44277	株式会社シンヨー
Ｅ―㊵―44278	日野　善文
Ｅ―⑭―44279	株式会社ミモリ建設
Ｅ―㉓―44280	株式会社ルーム
Ｅ―㉘―44281	尾辻　誠
Ｅ―㊼―44282	株式会社Ｊ＆Ｓ　international
Ｅ―㉓―44283	竹内　潔
Ｅ―⑮―44284	有限会社マルジュー
Ｅ―㉙―44285	小川　剛
Ｅ―⑳―44286	正沢　豊
Ｅ―④―44287	浅野　進二
Ｅ―⑳―44288	滝澤　義彦
Ｅ―⑬―44289	協同組合すみだ建築センター
Ｅ―㉓―44290	山本　恵三
Ｅ―⑳―44291	向井　和人
Ｅ―㉘―44292	中村　健作